

# 昭和41年度岩室村農業所得標準のあらまし

昭和41年度分の農業所得標準が下記の通り決定しました。この標準を計算の基礎として、所得税や住民税の申告をしていただくことになりますので、よくごらんになってください。

## 1. 水稲中庸標準(10アール当)

	収 入			必 要 経 費										差 引 所 得 金 額			
	収 量	米 価	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	雇人費	農具費	償却費	その他	小 計	加 算	合 計				
普通地	505																
		11,540	58,277	1,376	344	3,378	1,931	840	1,799	4,639	14,307	2,214	16,521				41,756円
災害地	340																

- 注 1. 必要経費の加算分の内訳、農業507円、バイク600円(畑260円)耕耘機1,107円(畑467円)  
 2. わらは、本年から算入されません。  
 3. 中庸標準から下記の通り編級され、編級差1kgにつき10円の経費が減算されます。

級 別	地 域	収 入			必 要 経 費	差 引 所 得
		収 量	米 価	収入金額		
1級地	2,3級地を除く全部	505	11,540	58,277	16,521	41,756
2級地	金池, 石瀬	498	11,540	57,469	16,451	41,018
3級地	間瀬	225	11,540	25,965	13,721	12,244

## 2. 普通畑標準

適 用 区 域	所 得 金 額	適 用 地 域	所 得 金 額
間瀬を除く全部	11,992円	間瀬	8,348円

注 水稲と同様の計算方法による。

## 3. 副業及び雑収入の所得標準

種 類	単 位	適 用 所 得 金 額	種 類	単 位	適 用 所 得 金 額
乳 牛	1頭当り	収入金額×55% - 54,600円 = 所得 ○仔牛飲用乳として180kg, 自家飲用乳220kgを収入とする。	養	飼育10羽当り	300羽以下 2,500円
			鶏	"	300羽超1,000羽以下 2,300円
牛	1頭当り	○販売乳量判明する場合乳価1kg当り37円とする。	製 糞	販売100kg当り	600円
			◎農協特別分配金40年中に支払の確定した金額100%		
乳牛仔牛	販売1頭当り	♀収入金×80% - 24,100円	酒加 算	1. 41年11月10日まで政府に売渡した酒米60kg当り370円を収入とする。	
養 肉用	10頭以下 1頭当り	700円, 10頭超1頭当り400円	米額	2. 上記は(五百万石)の計算である。	
豚 仔豚	販売1頭当り	1,500円, 1産当り12,000円			

# 所得税・事業税・村県民税の申告について

3月15日までに申告していただく、所得税、村県民税(住民税)には、下記のような諸控除があります。申告書を出さない場合は、基礎控除、扶養控除、配偶者控除以外の所得控除や、税額控除が受けられなくなりますから、「共同納税相談会場」へ、必ずおいで下さい。

## 共同納税相談日程

月 日	会 場	午 前	午 後
3月1日(水)	間瀬支所	間瀬1~2区	3~4区
2日(木)		間瀬5~6区	7区
3日(金)	本 庁	営業で日時の通知があった人	
4日(土)	石瀬事務所	石瀬1~11班	12~13班, 金池, 久保田, 猿ヶ瀬
5日(日)	岩室公会堂	岩室1~5班	6~9班
6日(月)		榎曾, 栄	橋本
7日(火)	本 庁	和納1~2区	3~4区
8日(水)		和納5~6区	7~9区
9日(木)	岩室村農協	原, 津雲田	富岡, 高橋
10日(金)		北野, 南谷内	湯上, 白鳥, 西長島
11日(土)	本 庁	夏井	西中
12日(日)		横曾根, 新谷, 西船越	油島, 高畑
13日(月)	本 庁	営業で日時の通知があった人	
14日(火)		上記期間中にできなかった人	

## 所得控除のあらまし

控 除 項 目	所 得 税	住 民 税
1. 基礎控除額	137,500円	100,000円
2. 配偶者控除額	127,500円	80,000円
3. 扶養控除額	13才以上	}
	13才未満	
	控除対象配偶者なし1人目	70,000円
		配偶者に5万円以上の所得のある場合
		60,000円
4. 専従者給与額	(青色) 20才以上	}
	20才未満	
	専従者控除額	60,000円
	(白色)	
5. 雑損控除額	所得の10%を越えた額	同様に
	3年間繰越できる	
6. 医療費控除額	所得の5%を越えた額	150,000円限度
7. 社会保険料	限度支払った金額	同様に
8. 生命保険料控除額		22,500円限度
9. 損害保険料控除額	短期2,000円, 長期と合せて10,000円限度	なし

## 税額控除のあらまし

障害者、老年者、寡婦又は勤労学生控除、所得税6,000円、村民税1,000円、県民税1,000円  
 このほかに、寄付控除や配当控除などがありますが、くわしいことは、申告の時ご相談下さい。  
 ※41年中に、退職所得や山林所得のあった人は、特別な方法で計算されます。  
 ※事業税は、税得税に基く計算方法で、算出された金額によって計算されます。

## 固定資産課税台帳の縦覧

地方税法第415条の規定により、下記の通り固定資産課税台帳を縦覧に供します。

### 記

- 期 間 自 昭和42年3月1日 至 昭和42年3月20日
  - 時 間 自 午前9時 至 午後4時
  - 場 所 岩室村役場
- 但し、日曜日及び土曜日の午後を除く。

## 譲渡所得、贈与税の申告と計算

2月1日から3月15日までが申告期間です。  
 前年中に譲渡所得のあった人、贈与を受けた財産の額が40万円を越える人(3年以内に同一人から各年20万円以上の贈与を受けた場合は、各年20万円を越えた金額を合算)は、この期間内に申告しなければなりません。  
 ◎計算のしかた(譲渡所得)  
 {(収入金額) - (取得価格 + 改良費 + 設備費) - (譲渡経費) - 特別控除額} × 1/2 = 課税譲渡所得  
 ※昭和28年1月1日以前から所有している財産は、昭和28年1月1日現在の相続税評価額が取得価格になります。  
 ※特別控除額は、30万円まで全額、45万円までは60万円一譲渡益、45万円以上は15万円です。  
 ※取得してから3年以内に譲渡した場合を「短期譲渡益」といい、特別控除額はできません。  
 ◎計算のしかた (贈与税) 受贈財産 - 基礎控除(40万円) × 税率(累進)